

國際司法裁判所と假保全措置

佐藤和男

一 まえがき

國際司法裁判所による假保全措置（假措置）（interim measures of protection, provisional measures, mesures conservatoires）の指示については、現在、同裁判所規程第四十一條に規定があり、さらに本條の規定は同裁判所規則第六十一條によって補足・敷衍されている。念のため、その本文を掲げれば、次の通りである。

〔規程第四十一條〕

一 裁判所は、事情が必要とすると認めるときは、各當事國のそれぞれの權利を保全するために執るべき假措置を指示する權限を有する。

二 最終の決定があるまでは、提示した措置は、直ちに當事國と安全保障理事會とに對して通告されなければならない。

〔規則第六十一條〕

一 假保全措置の指示の申請は、關係事件の手續の期間中いつでも提出することができる。この申請には、關係事件、保護せらるべき權利、および指示が提議されている假措置が明記されているものとする。

二 假保全措置の指示の申請は、他のすべての事件に對して優先するものとする。それに關する決定は、緊急事項として取扱われるものとする。

三 裁判所が開廷していないときは、裁判所長は直ちに裁判官を召集するものとする。裁判所が集會して決定をおこなうまでの間に、裁判所長は、必要があれば、裁判所が有効な決定を下すことができるようにするために必要と認められる措置をとる。

四 裁判所は、申請の中で提議された假保全措置以外の假保全措置を指示することができる。

五 假保全措置の指示の申請が拒否されたことは、その申請をおこなった當事國が、同一の事件について新事實に基づ

いた新たな申請をおこなうことを妨げない。

六 裁判所は任意に假保全措置を指示することができる。裁判所が開廷していないときは、裁判所長は、この措置を指示することが適當であるかの問題を裁判所に提出するために、裁判官を召集することができる。

七 裁判所は、事情の變更の理由により、いつでも、假保全措置を指示するその決定を取消しまたは修正することができる。

八 裁判所は、當事國に對してこの問題に關する自國の意見を提出する機會を與えた後においてのみ、假保全措置を指示するものとする。これと同一の規則は、裁判所がこの措置を指示する決定を取消しまたは修正する場合にも適用される。

本稿では、右の各條文の沿革、裁判所における判例⁽¹⁾には言及せず、もっぱら假保全措置の法的性格の考察を試みることにした。なお、ここでは、常設國際司法裁判所と國際司法裁判所とを同一の繼續的制度として取扱ひ、兩者を含めて單に「裁判所」と稱ぶことにする。

- (1) 佐藤和男「國際司法裁判所による假保全措置の適用」、外務省條約局第三課資料(昭三三)、三一—一〇頁、參照。
(2) 前掲書、一一—四九頁、參照。

二 假保全措置の目的・要件

裁判所による假措置の指示には、「事情が必要とする」という條件と同時に、「各當事國のそれぞれの權利を保全する」という條件が滿されていなければならない⁽⁴⁾（規程第十一條）。

「當事國の權利の保全」が假措置の本來の目的であることはいうまでもない。このために、先ず第一に、假措置による保全の對象となるものが純然たる法的權利でなくてはならない。すなわち、その侵害に對しては、具體的に訴を提起して法的救済を求められるような性質のものでなければならぬ。いわば *actionable at law* でなければならぬ。（ここから、例えば、裁判所による無管轄の判決の場合、權利が *actionability* を喪失することによって、假措置の效力は消滅することになる。）従つて、法的權利以外のものは、假措置による保護を受けることができない。グリーンランドの東南領域の法的地位に關する事件（一九三三年）に際して、ノルウェーが、「遺憾な出來事と不幸な事件を避けることを唯一の目的として」假措置の指示を申請したことがあった。この場合、裁判所はノルウェーの申請を却下したのであるが、一般に政治的利益のみを目的として假措置を要請することは

誤った態度であるといえよう。むしろ、政治的國際機關がそのような目的のために利用せらるべきである。

第二に、右のような權利に對する損害が事實上または法律上回復不能(irreparable)なものである場合に、假措置は指示される。前述のグリーンランド事件に際して、裁判所は假措置の目的が當事國の權利の保全にあると述べて、なお "in so far, that is, as the damage threatening these rights would be irreparable in fact or in law" と付言してゐる。従つて、假措置は、容易に償ふことのできない實質的な損害、換言すれば、金錢では償ふことの困難な損害、に對する保護措置として利用されるものである。このように金錢賠償が不適當と見られる損害に對して、權利を保護するのが假措置の機能である。もちろん、事件の内容に應じて、假措置が必要とされない場合も出てくる。例えば、當事國が金錢賠償をおこなうことに同意して、ただ單にその金額のみが争われている場合とか、あるいは、損害賠償のおこなわれないことがはっきりしている場合などには、假措置を指示する根據はなくなる。

第三に、假措置は、問題となつてゐる權利を終局判決

まで維持するための保全的措置の枠を越えてはならない。假措置を申請した當事國が期待できるものは、争う餘地のない現状の維持がその最大限であつて、決して自國の法的地位の變動ないし改善を望むことはできない。

假措置は「假判決」ではないのであり、申請者たる當事國が最終的判決において受ける資格があるものとされる救済を、あらかじめ與えようとするものではない。それ故に、「假保全措置は假執行になつてはならない」という原則が確認されなければならない。(但し、訴訟において求められる救済が單に「制止的」なものである場合、請求されてゐるのは不法行為ないし權利侵害を禁止すべき警察權の行使であつて、終局判決の目的は最終的にかつ既判力を伴つて不法行為を禁止することにあるから、償いえない損害のおそれのある不法行為を暫定的・一時的に禁止する假措置は、實際において、申請者たる當事國に對しその國が終局判決において確保しようとするんだ結果と同一のものを與えることにもなるう。)(3)これと關連して、假措置は過去の不法行為に關して救済を與えたり、もしくは處罰を課すものではなく、既に權利の侵害がなされてゐるものに對しては、裁判所は假措置を

指示しないであろう、ということが注意されなければならない。なお、假措置が保全しようとするのは當事國の權利であつて、そのような權利の確證に必要な證據は、當然には假措置による保護の對象とはならないものと解すべきである。しかし、證據が當事國の權利のために不可缺であり、その消滅が權利そのものの消滅を意味するような場合、例外的に考えられよう。

最後に、假措置は、權利を脅かす作爲に對してだけでなく、權利を脅かす不作爲に對しても指示されうるものであることを注意すべきである。

ところで、假措置指示の要件として「事情が必要とする」ということが擧げられているが、この點に關する判斷は客觀的基準に基づいて裁判所がおこなうべきものである。もちろん、假措置が必要とされるとき、その必要性は法的な性格を持つものでなければならぬ。この必要性は要求される假措置の性質によって變化するものであり、一般的にいつて、假措置の適用によって相手方たる當事國の受ける困難が大きければ大きいほど、假措置の指示に關する申請は嚴格に吟味されることになる。もちろん、「事情が必要とする」といつても、必ず

しも假措置が絶對的に必要とされるというのではなくてもよいが、少なくとも、適正な注意によつて自國の權利を保護することが申請者たる當事國の權限内で可能な場合とか、あるいは他の保證なり法的救済なりが得られる場合には、假措置は指示されないものと考えられる。裁判所としては、ありうべき權利 (probable right) とありうべき損害 (probable injury) とを、一應認めることができればよいというわけである。なお、申請者たる當事國の權利に對する危險は、事件の當事國ではない第三國の行爲に原因する場合もありうる。この場合、右の第三國は、當事國と同様に裁判所の假措置指示の命令によつて拘束されるか否かが問題となるが、少なくとも裁判所規程の當事國たる國家は、規程に基づいて、自國が當事國となつてゐる事件に關する裁判所の行動のみならず、さらに裁判所のあらゆる公式行動の法的効果を承認することを義務づけられているので、從つて裁判所の假措置指示の命令によつて拘束されるものと考えられる。

要するに、假措置の目的は、當事國の現實の權利を保護すること、すなわち、法により要求される事態を實現させる可能性を效果的に保障することであり、從つて假

措置は、權利を外部の事實上の脅威から保護するが、その權利を合法的に消滅せしめうる法的行為から保護するものではない。

(1) Edward Hambro, The binding character of the provisional measures of protection indicated by the International Court of Justice, Rechtsfragen der Internationalen Organisation, 1956, p. 158.; P. C. I. J. Ser. A/B no. 48, p. 284.

(2) P. C. I. J. Ser. A/B no. 48, p. 284.

(3) Edward Dumbauld, Interim Measures of Protection in International Controversies, 1932, p. 164.

(4) Ibid, p. 163.

三 假保全措置の手續

一般に假措置の指示は裁判所の自由裁量に屬する事項であつて、それを申請する當事國の權利に屬する事項ではない。また、假措置はその性質上「緊急性」と「暫定性」を有していることも當然といえよう。裁判所による假措置指示の手續には、これらの要請が盛り込まれていることに注意しなくてはならない。

假措置を指示するのは裁判所（全員廷）であり、裁判所長ではない。指示の決定は、通常の構成による裁判所

の多數決によっておこなわれる。裁判所の閉廷中に假措置指示の問題を考慮する必要がある場合には、裁判所長は特別に裁判官を召集することができる。これは、The Court is permanently in session. という原則が認められている以上、當然のことといえる。

裁判所は係屬中の事件について、職權上、もしくは兩當事國または一當事國の申請に基づいて、假措置を指示することができる。規程第四十條により——特別の合意の通告または請求書により——事件が裁判所に提起される以前に、裁判所が自發的に假措置を指示することはできない。（國際裁判所はみずからその仕事の量を増加させるものではなく、決定を求めて正當な手續を経て付託された事件に對して判決を下すものである。）しかし、當事國による假措置の申請に際して、訴訟が既に係屬中であるということは必要でない。ひとたび當事國が裁判所に假措置を要求すれば、いかなる假措置が適當であるかを決定するのは裁判所の意思であつて、當事國のそれではない。ただし、裁判所はみずからの責任において假措置を指示する權限を有するからである。従つて、一方の當事國が假措置を申請した場合に、裁判所が他方の當

事國の權利を保全するためにはいかなる措置が必要であるかということを考慮することも可能であり、それは全く裁判所の自由である。

裁判所は假措置の指示——拒否ではない——に先立ち、當事國に自國の意見を提出する機會を與えなくてはならない。そうすることによって、裁判所の決定の道德的なウエイトが増大することになる。もちろん、時間の關係上、必ずしも常に提出された當事國の意見を審理できるといふわけではないが、事柄の性質上さほど緊急を要しない場合には、このような意見を慎重に検討することになる。もちろん、惡意ある當事國が自國の意見の提出を怠ったりまたは遲滯させることにより手續の妨害をするといふことは許されない。緊急の際には、猶豫時間は、本國政府がヘーグ駐在外交代表に電信によって訓令をおこなうのに必要な時間を越えないものとされよう。⁽¹⁾ところで、裁判所が當事國による假措置の申請を拒否する場合には、他方當事國の意見を求める必要はないのであり、これは早くホルジョウ工場事件——ポーランド領上部シレジアにおけるドイツ人の利益に關する事件と關連せる——の判例において確認されている。しか

しいずれにせよ、裁判所としては假措置の申請に關して決定をおこなわなければならないことには變りはない。

既に述べたように、假措置は本來緊急性を伴うものであり、そのためその指示に關する決定は裁判所により緊急事項 (a matter of urgency) として取扱われ、假措置指示の申請は他のすべての事件に對して優先するものとされている。裁判所が閉廷中の場合には、裁判所長は裁判官を遲滯なく召集しなければならない。もっとも緊急なる言葉は規程・規則中にはその定義が見當らないが、緊急手續が規程第二十九條に規定されている簡易手續と混同されることがあつてはならない。

緊急性の要請はまた、裁判所が假措置の申請に關して決定をおこなうため開廷しているときには、當事國の國籍裁判官 (judges ad hoc) はそれに加えられることを要しない、という裁判所の慣行に反映されている。普通、國籍裁判官の指名は慎重な手續を必要とするが、假措置の申請に伴なう緊急性のため、國籍裁判官を加えずに手續が進められるわけである。

ところで暫定性は緊急性と關連する假措置の重要な屬性であり、その結果、假措置に關する裁判所の決定は一

時的なものであって、裁判所の以後の見解變更を妨げるという意味で既判力を持つものではないのである。裁判所は命令によって假措置を指示し、判決によってではないが、このことは、決定が既判力を有する場合にのみ判決を下している裁判所の實行に一致している。(規程第六十條には、判決は終結とし上訴することはできないと規定されている。)従って、假措置の指示または取消はいつでも申請することができるものである。假措置を適當とする事情が存在するようになれば、たとえ以前なされていた假措置申請が拒否されていたとしても、裁判所は假措置を指示することができるのであり、同様に、事情が變更した場合には、以前に指示された假措置が依然として有効であるという必要はないのである。

裁判所が假措置を指示するためには、裁判所の終局判決を下すのに必要とされるような絶對的に確實な證據は必要とされない。もちろん、假措置に關する裁判所の決定は、裁判所に提出された證據に基づいていなければならない。しかし、單なる推測によっていることは許されない。しかし、假措置の命令の緊急性と暫定性とに鑑みて、證據に關する規則は普通の場合よりも緩和されることとならう。

一般に、假措置に關する裁判所の管轄權は、本案に關するその管轄權とは別個なものと考えられている。⁽³⁾事實、裁判所のこれまでの慣行は、本案に關する管轄權を確定しないでも假措置は指示できるというものであった。本案に關する管轄權を確定するには相當の時間が必要とされ、その後でなくては假措置が指示されないということになる。假措置を嫌惡する當事國は豫備的異議によりこれを阻害しようとするであらう。従って、裁判所は、最終的にはみずからの裁判管轄權を認めることができかつまた假措置を申請した當事國に有利な判決を下すことが可能であらうと考える場合には、他の要件が備わっていれば、假措置を指示することができるのである。

(1) *Dunbauld, op. cit., p. 158.*

(2) 一九二七年十一月二十一日の命令によって、裁判所はドイツによる假措置の申請を拒否した。ドイツ政府が要求したものは假措置ではなくて、裁判所に提起された請求の一部を認める假判決であり、それ故ドイツ政府の要求は規程第四十一條と規則第五十七條(現在の第六十一條に相當した)の規定に該當しない、というのが裁判所の意見であり、従って他方當事國たるポーランドに意見提出を求める理由はないものとされた。

(3) *Cf. Hambro, op. cit., pp. 159—162.*

四 假保全措置の拘束力

假措置はその法的性質において判決とは全く異なるものであつて、拘束力を有しないというのが従來の通説とされている。事實、このような主張は多くの有力な根據に支えられてゐると見る事ができる。すなわち、假措置は指示されるものであつて、命令されるものではない。既判力を有せず、終結的なものでもない。しかも、國籍裁判官を加えずに指示される。裁判所は本案に關する管轄權を有しなくても、それを指示することができる。判決の執行のためには、安全保障理事會が勧告または決定をおこなうことができるが、假措置についてはそういうことがない(國際連合憲章第九十四條第二項)。すべてこれらのことは、假措置が拘束力に缺けるといふ主張を正當化するものと考えられ、その結果これまでの學說では、假措置に關する裁判所の決定は「特別の形態の勧告的意見」であるというように見られてきた。

ところで最近ハムプロは、假措置は拘束力を有するという新説を發表した。⁽²⁾そこにおいては、ハムプロは何よりも先ず、裁判所が現在の國際社會において占める高い

地位というものを念頭において、彼の議論を展開している。⁽³⁾次にその所説の概要を見ることにしよう。

先ず第一に、彼は、假措置の遵守は國際裁判に關する一般國際法の要求するところであると説いている。

ハムプロによれば、當事國による假措置申請は、他方の當事國がその國際義務を遵守しないかも知れぬという疑念に基づいてゐるが、こういう疑念はむしろ異常で例外的であるといえるものであり、従つて假措置も例外的な性質を持つものといえる。しかし、例外的なのは、その疑念であつて、假措置のもたらす救済ではない。假措置による救済は、何も裁判所規程が發明したものではない。むしろ規程の假措置規定は、ブライアン諸條約および中米司法裁判所設立條約の影響を受けて作られたものである。假措置規定はその後他の多くの國際條約に採用されたが、中でも重要なものに一九二八年の國際紛争平和的處理に關するジュネーヴ議定書があり、その第三十三條は單に假措置を規定するのみでなく、さらに紛争當事國が假措置に従う義務を有することを明示している。この條約は現在なお效力を有し、しかも國際連合の大多數の加盟國はその當事國となつており、一九四九年には

國際連合自體の手によって多少修正された形において再制定されている。このような事實に着目して、ハムプロは「假措置の概念は國際裁判の分野における一般國際法のの一部になっている」といえるものと考え⁽⁴⁾る。いずれにせよ、審理中の國際紛争の當事國は、關係國際裁判所が下すべき判決の結果を無効にするようないかなる行爲をも慎しまなければならないという絶對的な義務を有していることは確實である、とこのようにハムプロは考えて、この考えを支持するために、一九三九年のソーフィア・ブルガリア電氣會社事件に際して常設國際司法裁判所が述べた次のような言葉を引用している。

「右に引用した規定〔規程第四十一條第一項および規程第六十一條第四項〕は、國際裁判所により普遍的に採用されており、かつまたブルガリアが當事國となつてゐる多數の條約の中に規定されている原則、すなわち、事件當事國は下さるべき判決の執行に關して不利な效果を及ぼす措置を差控えねばならず、また一般に紛争を悪化ないし擴大するがごとき措置のとられることを許してはならないという趣旨の原則、を適用するものである。」

ハムプロは、裁判所による右の言明に關連して、これが法の實態の説明であるとすれば——そうではないと信

ずる理由は存しない——、裁判所の指示する假措置が拘束力を有するものであることを否定するのは困難に思われる、と述べる。すなわち、ハムプロにとって、裁判所は規程第四十一條に基づくその權威を行使することにおいて、原理上既に存在する規則に生命と血液を與えるに過ぎないのである。假措置は一般國際法上既に存在している義務の實際的適用に過ぎない。しかしながら、一般的に承認された原則の裁判所による適用が單なる勧告と同じだけの效力を有するに過ぎないということになれば、裁判所規程が作られる以前と較べて法的事態はほとんど變らないことになる。そのような解釋は國際法における實效性の原則(the principle of effectiveness)に反す。ここにおいて、ハムプロとしては、損害を與える行爲を慎しみかつ假措置指示を受諾する國家の義務を具體化したという點で、關係條約の存在の意義を認めるのである。假措置の遵守は一般國際法上の要請であるという主張に續き、ハムプロは、第二に、國際連合憲章も假措置が拘束力を有するという解釋を支持しているという議論を展開する。論旨は主要次の通りである。なおここで問題となる憲章規定、第九十四條を先ず掲げておくことにす

る。

〔憲章第九十四條〕

一 國際連合の各加盟國は、自國が當事國となつてゐるいかなる事件においても、國際司法裁判所の決定に従ふことを約束する。

二 事件の當事國のいずれかが、裁判所の與えた判決に基づいて自國が負う義務を履行しないときは、他方の當事國は、安全保障理事會に訴えることができる。理事會は、必要と認めるときは判決を執行するために、勸告をし、または執るべき措置を決定することができる。

憲章第九十四條第二項が判決にのみ言及してゐること、また本條項に規定された「制裁」が最終的な正式な判決に關するものであることは明瞭であり、判決のみが安全保障理事會によつて執行せられうるのである。しかしながら、他の制裁も存在しており、判決のみが國際連合の全機構を起動させるに足るほど重要と考えられてゐるとしても、そのことは必ずしも、裁判所の他の決定は拘束力を有しないということの意味するものではない。ここにおいて第九十四條第一項が多少役に立つてくる。條約の文理的解釋はあまり満足すべきものではないことが認められるが、しかしこの場合、そのような解釋にも對立が見られてゐる。一方の解釋によれば、假措置は、第九

十四條第二項が判決だけにしか言及してゐないから、拘束力を持ちえないことになる。しかし、ハムブロは、このような反對解釋を有力なものとは考えない。彼はむしろ次の解釋に組する。第一項は全加盟國に裁判所の決定——いかなる決定でもよい——に従う義務を課しており、第二項は、決定中のもっとも重要なもの、すなわち判決、に従わない場合には、國際連合の制度のもっとも重要な部分である安全保障理事會の行動が發動されることになり、それは強制措置にまで發展することがあるという規定を定めてゐる。このように第九十四條を解釋して、ハムブロは、裁判所の指示する假措置は、安全保障理事會によつて執行されることはないけれども法的には拘束力を有するものである、との結論に到達する。

ところでハムブロは、裁判所のおこなう決定の中で假措置のみが右のような性格を持つものではないことを強調してゐる。彼に従えば、今日の國際狀況のもとでは、裁判所によつて確認される國際不法行為に對して何らの制裁も適用されえないということは全く可能なのである。例えば、コルフ海峡事件において、裁判所はイギリスがアルバニアの主權を侵害したと述べ、同時にアルバ

ニアの要請に従ってこのような言明が「それ自體適當な賠償である」と述べている。⁽⁶⁾

ハムプロはさらに、規程第四十八條と第四十九條に注目する。念のため本文を掲げておく。

〔第四十八條〕 裁判所は、事件の進行について命令を發し、各當事國が辯述を完結するための方式および時期を定め、かつ證據調に關連するすべての手配をする。

〔第四十九條〕 裁判所は、辯論の開始前であっても、書類を提出しまたは説明をおこなうことを代理人に要求することができる。拒絶は、正式に記録にとどめなければならぬ。

右の規定のうち第四十八條に關連して、ハムプロは、こういう方面における裁判所ないし裁判所長の命令が事件當事國を拘束しないということは、眞面目な學徒には到底考えられないと述べている。この種の命令が拘束力を有し、規程第五十三條に述べられた缺席判決という最終的制裁を背後に持ちつつ當事國により實施されるといふことは、當然のことと受取られているのである。しかしその場合、安全保障理事會による行動は必要とされてゐない。かくして、ハムプロは、このような命令が拘束力を有するならば、なぜ一層嚴肅かつ重大な第四十一條

に基づく命令が拘束力を持たないのであるかという反問をおこなうのである。

第四十九條についても同様にハムプロは主張する。本條に基づいて裁判所がおこなった決定は當事國を拘束するものであることは、何人も否定せず、しかも決定の不履行に對する唯一の制裁は、同條にある「拒絶は正式に記録にとどめられる」ということだけである。右のような決定が拘束力を有するのに、假措置に關する決定が拘束力を有しないということがあろうか。第四十一條に基づく決定のみが何らの法的効果をもちないということ是不合理ではないか。假措置に關する決定は、當事國の意見を聞き、裁判官の間で論議を盡して後におこなわれるものであり、多かれ少なかれ事實上判決のごとく取扱われるものである。それなのに何故假措置に關する決定のみが、裁判所のおこなうすべての決定のなかで、獨り純然たる勧告的な性格を持たなくてはならないのだからか。このように反問して、ハムプロは假措置の法的拘束力を強く肯定するのである。

以上のようにして假措置の拘束力を確認した次に、ハムプロは、當事國が假措置に従わなかった場合の結果に

ついで考察している。その第一に擧げられているのは、従うことを拒否する當事國は、その拒否が誘起したであろうすべての損害に對して賠償を支拂う責任があるということである。このことは、判決の執行にとって不利となるようなあらゆる行爲を慎しむという一般的な義務からも導かれるものである。その結果、他方當事國の立證の負擔が多少緩和されるといふのは當然であらう。第二に、假措置が従われなかった場合の結果として、裁判所は他方當事國がその非合理性を確定的に立證できる場合を除き、損害額に關するみずからの算定を採擇するということである。この規則からして逆に次のようなことになる。裁判所に假措置指示を申請した當事國は、他方當事國が勝訴した場合もしくは裁判所が本案に關して無管轄を宣言した場合、他方當事國が假措置に従うことによって蒙ったすべての損害に對して、その國に、補償する義務を有する。このような賠償と補償という二重の規則によって、假措置は事件當事國によって誠實に遵守され、また國家が輕率に假措置の申請をすることは防止されるとハムプロは説くのである。

(1) *Dumbauld, op. cit., p. 169.*

(2) *Hambro, op. cit., pp. 152—171.*

(3) 裁判所の任務は紛争の解決にあるから、その決定は拘束力を持たねばならず、當事國が自國の意思のままにそれに従ったりまたは無視したりできる決定を下すことは、裁判所の機能と威信に反する。假措置の性格はこのような背景のもとで眺められなくてはならない、とハムプロはいっている。

(4) *Ibid., p. 167.*

(5) *Ibid., p. 167; P. C. I. J. Ser. A/B no. 79, p. 199.*

(6) *Ibid., p. 169; I. C. J. Reports, 1949, p. 35.*

五 結 論

本稿の目的の一つは、假保全措置の拘束力に關する從來の學說とハムプロによる新說とを比較検討することにあつた。紙數が盡きたので充分な吟味は不可能であるが、大體においてハムプロの結論は、妥當なものとして支持することができらるであらう。國際司法裁判所が國際社會において占める地位の評価は人によって區々のものがあるが、少なくとも正當な手續を経てそれに付託された事件に關しては、裁判所はある意味で國內裁判所にも比較できる權限をその手續中に行使しうるものと考えられなくてはならない。假措置の拘束力に關するハムプロの

所説は、裁判所の活動に對して新しい支えともなる理論的基礎を付與したものと見て歓迎すべきものである。

細かい點についても未だ多くの論すべき箇所があるが、唯一つハムプロの觸れていなかった問題點を指摘しておく。ハムプロは、假措置指示の決定は拘束力は有するが、安全保障理事會によつて強制されることはないという。彼の理論に従えば、確かにその通りである。しかし、憲章第九十四條第二項が直ちに假措置に適用されないからといって、安全保障理事會による行動が假措置に關して全く不可能であるというとはいえないのではあるまいか。世界平和の番人としての安全保障理事會は、平和維持のためには、それ自身の責任において行動をとることができるのである。實際問題としてはあまり豫想されないことであるが、裁判所の假措置命令に對する不

服従が平和に對する脅威、もしくは極端な場合には平和の破壊にまで至る事態を構成するということも少なくとも可能性として考えられる。その場合、安全保障理事會は獨自の立場から獨自の權限に基づいて、情報を蒐集し――規程第四十一條は不遵守の場合の裁判所から理事會への通告には觸れていない――、必要ならば假措置命令を強制する機構を起動させることができるものと考えることは不合理であろうか。むしろ、理論的なものに過ぎぬとはいえ、このような可能性を認めた後において、初めてハムプロの秀れた新説は、將來に對してもその價值を眞の意味で主張できるのではないかと思われるのである。この點で、ハムプロ理論の再考が必要とされよう。

(拓殖大學助教授)